

# 令和3年7月7日から9日に発生した大雨で被害を受けられた皆さまへ

令和3年7月7日から9日の大雨による被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。被害を受けられた皆さまへの主な支援についてお知らせします。詳しくは各担当課などに問い合わせてください。

## 災害見舞金

**対象** 市内に住所があり、災害により自らが所有し居住する住家が半壊または床上・床下浸水、土砂の流入・発生のいずれかがあった世帯主

**支給金額** ・半壊 7千円～1万5千円(世帯の人数により変動します)

・半壊に至らない床上浸水・土砂の流入 1万円

**問** 社会福祉課(☎0848・67・6058 **FAX** 0848・64・2130)

・半壊に至らない床下浸水・土砂の発生 5千円

### 交付の流れ

#### ① 被災(り災)証明書の交付申請 **要申請**

住家の被害の程度を証明するものです。

**時** 月～金曜日8時30分～17時15分

**対象** 世帯主や借受人または同一世帯の人

**用** 被災状況が確認できる写真(印刷した物)、印鑑、証明願(提出先、市**HP**に用意)、本人確認ができる物(運転免許証など)

※代理人が申請する場合は、委任状が必要です。

**申** 危機管理課(市役所本庁3階)または各支所へ

**問** 危機管理課(☎0848・67・6066)

※調査などに時間がかかります。発行の準備ができ次第、申請者に連絡します。



▲市**HP**

#### ② 建物の被害調査

市が被災(り災)証明書交付のための建物の被害調査を行います。

**問** 資産税課(☎0848・67・6032)

#### ③ 被災(り災)証明書の交付

**時** 月～金曜日8時30分～17時15分

**所**・**問** 危機管理課(☎0848・67・6066)、本郷支所(☎0848・86・1111)、久井支所(☎0847・32・7111)、大和支所(☎0847・33・0222)

**用** 証明願の写し、本人確認ができる物(運転免許証など)

※代理人が受け取る場合は、委任状が必要です。

※世帯主名義の通帳の写しを持参しておく、併せて④災害見舞金の交付申請もできます。

#### ④ 災害見舞金の交付申請 **要申請**

**時** 月～金曜日8時30分～17時15分

**用** 被災(り災)証明書、世帯主名義の通帳の写し

**申** 社会福祉課または各支所

**問** 社会福祉課(☎0848・67・6058 **FAX** 0848・64・2130)

#### ⑤ 災害見舞金の支給

## 崩れた土砂の撤去

住んでいる住宅などへ崩落した民有地の土砂などの崩れた土砂の撤去を行います。

※2トン積ダンプの入る場所(原則として公道)まで関係者で搬出してください。

**時** 月～金曜日8時30分～17時15分

**用** 証明願の写し、本人確認ができる物

**申**・**問** 災害復旧推進室(☎0848・67・6185 **FAX** 0848・64・6057)

## ボランティア派遣

ボランティアが、災害による清掃や片付けなどで困っている人の手伝いをします。

家屋の床下・床上の浸水被害により、清掃や片付けの手伝いをしてもらいたい人は相談をしてください。

**受付時間** 月～金曜日9時～16時

**申**・**問** 社会福祉協議会(三原市ボランティア・市民活動サポートセンター)(☎090・7129・8715または0848・67・9339 **FAX** 0848・63・0599)



▲社会福祉協議会 **HP**